

柏崎市第五次総合計画  
資料編





# まちづくり市民アンケート結果

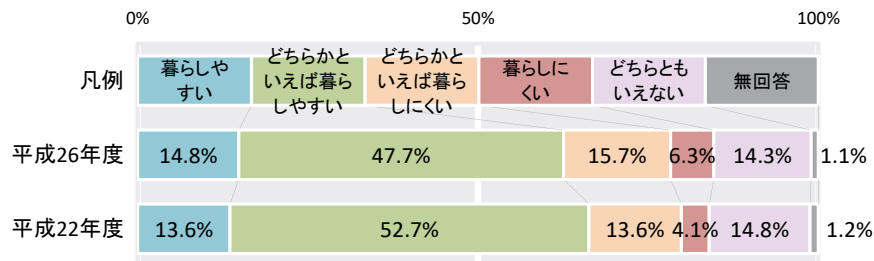
## 1. 調査の概要

調査対象者	市内に居住する18歳以上の市民 3,000名
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収（回答は無記名）
調査期間	平成26年12月8日～12月24日
調査票配付数	3,000票（有効配布数 2,990票）
回収数	1,327票
回収率	44.4%（有効配布数に対する回収数の割合）

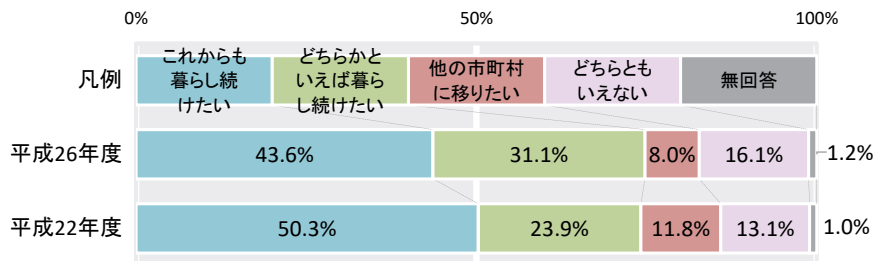
## 2. 主なアンケート項目の結果

※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

問 あなたにとって柏崎市は暮らしやすいまちですか

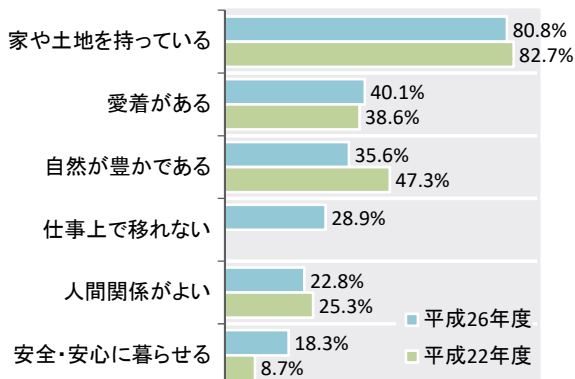


問 これからも柏崎市で暮らし続けたいと思いますか



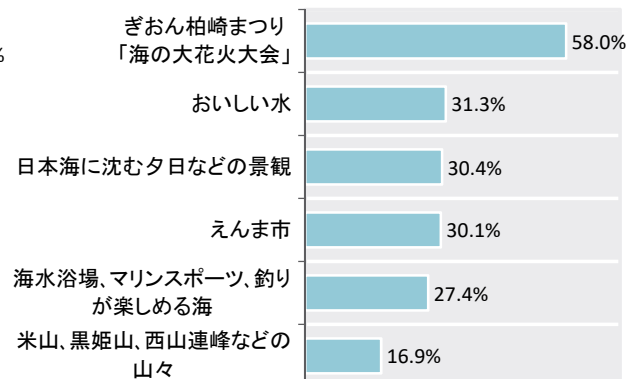
問 暮らし続けたいと思う理由は何ですか（暮らし続けたいと回答された方のみ3つまで選択）

※上位6項目を掲載



問 柏崎市が誇る「まちの魅力」は何ですか（3つまで選択）

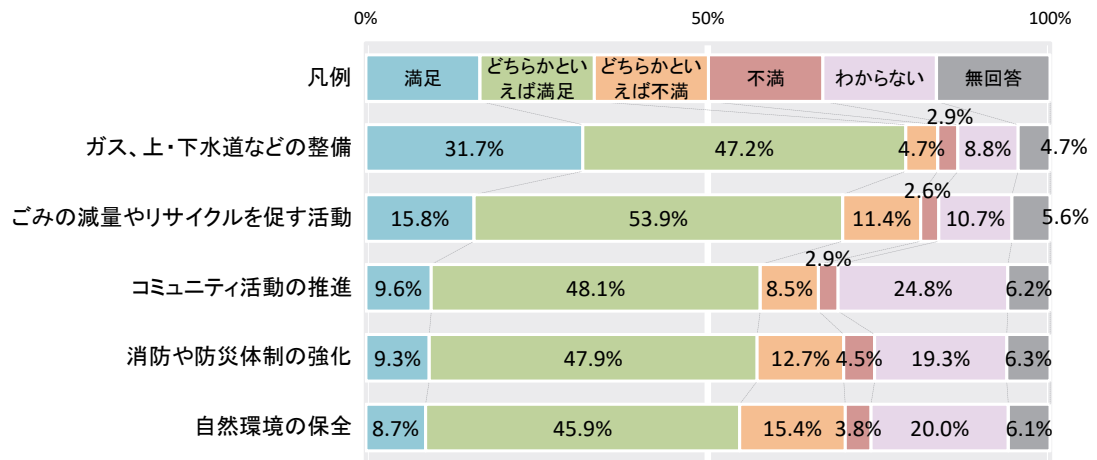
※上位6項目を掲載



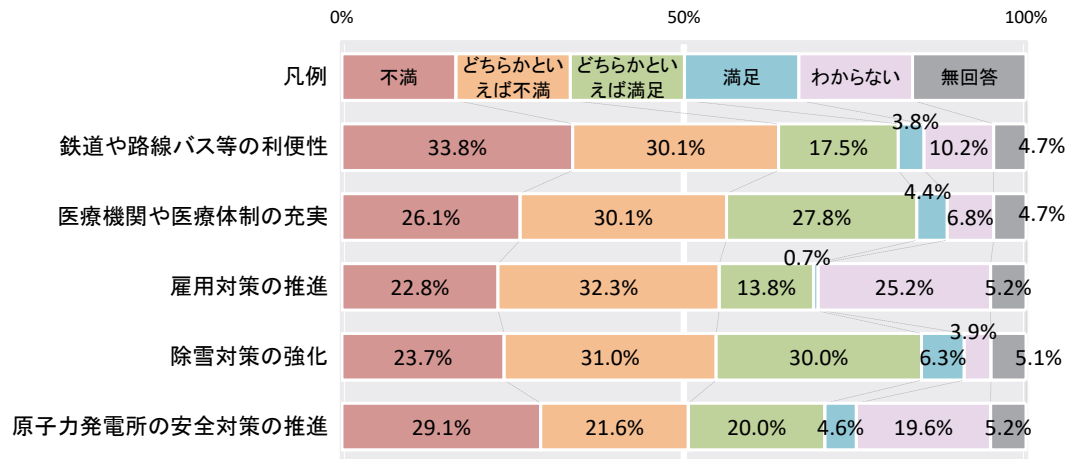
## 問 柏崎市の現状についてどのように思われますか

※上位5項目を掲載

## 「満足」+「どちらかといえば満足」が多い項目



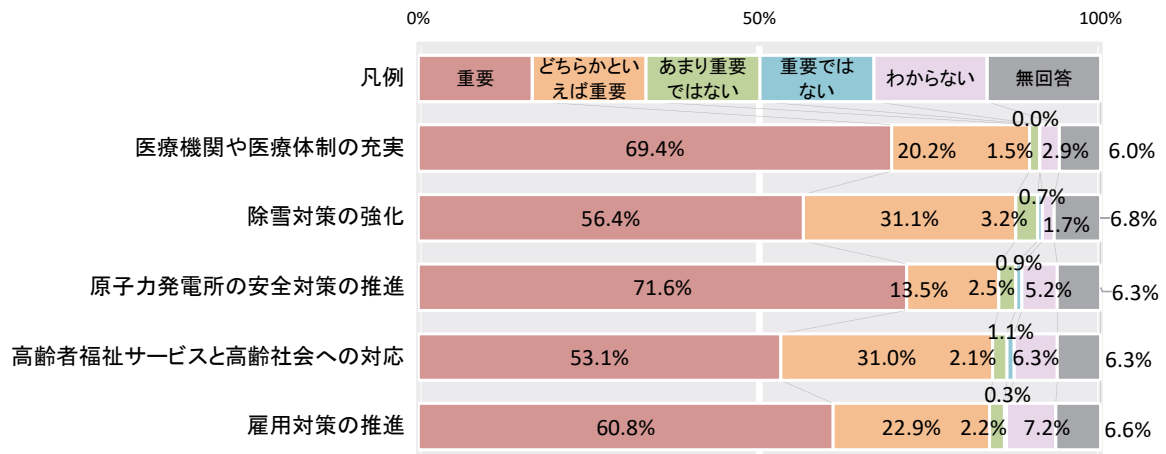
## 「不満」+「どちらかといえば不満」が多い項目



## 問 誰もが安心して住み続けられる柏崎市を実現するために重要と思われるものはどれですか

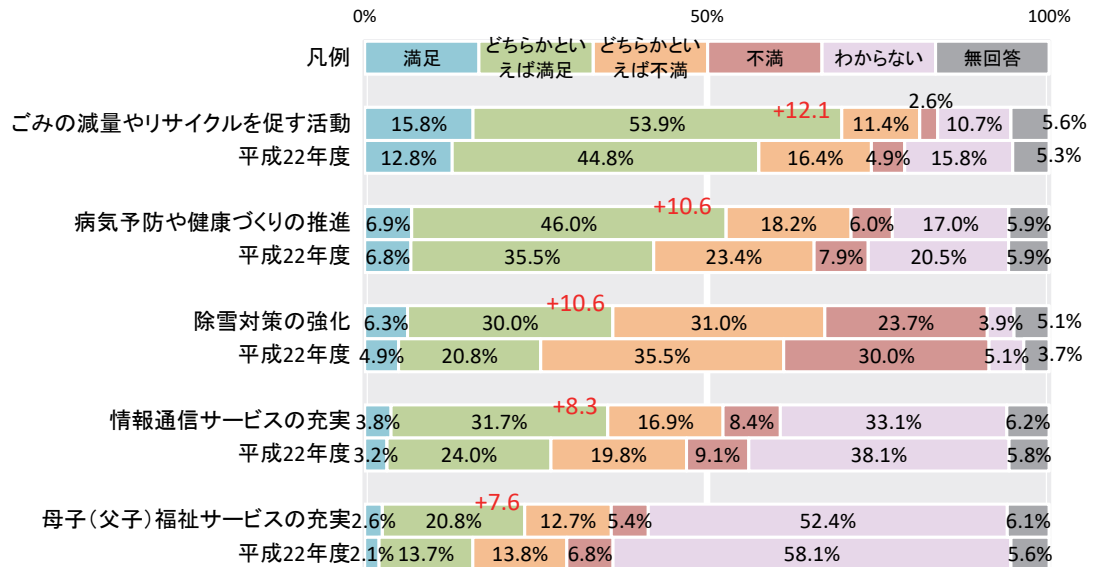
※上位5項目を掲載

## 「重要」+「どちらかといえば重要」が多い項目



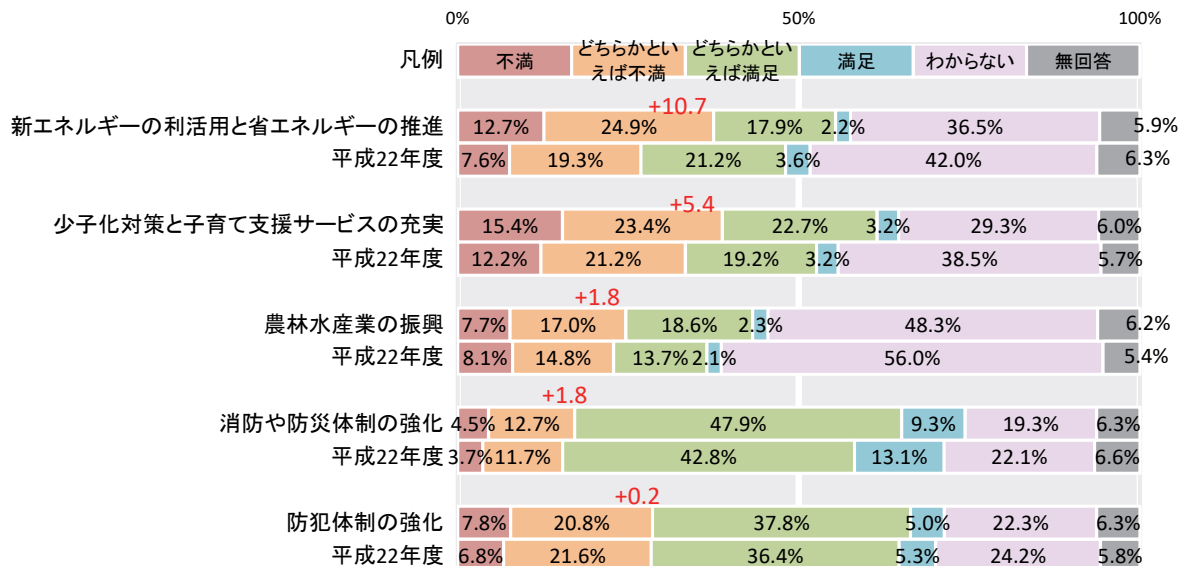
## 参考：現状を満足とする割合が、平成22年度調査より増加した項目

※「満足」＋「どちらかといえば満足」の割合の増加順に5項目を掲載  
赤数字は増加ポイント



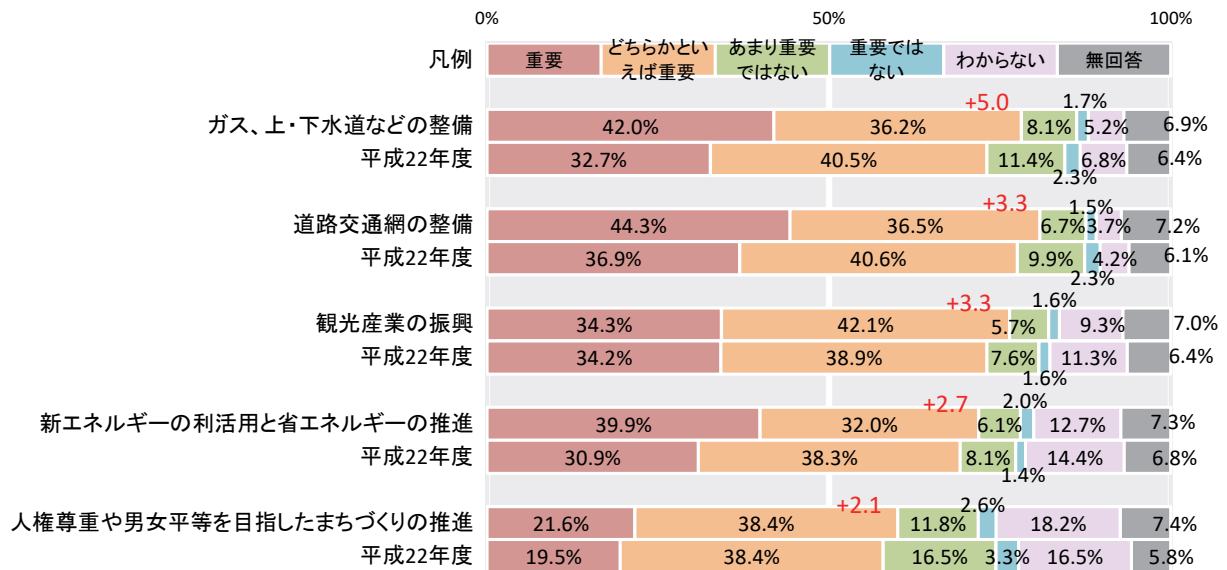
## 参考：現状を不満とする割合が、平成22年度調査より増加した項目

※「不満」＋「どちらかといえば不満」の割合の増加順に5項目を掲載  
赤数字は増加ポイント



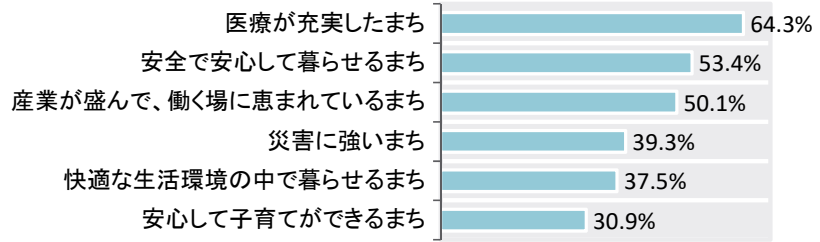
参考：今後の施策として重要とする割合が、平成22年度調査より増加した項目

※「重要」+「どちらかといえば重要」の割合の増加順に5項目を掲載  
赤数字は増加ポイント



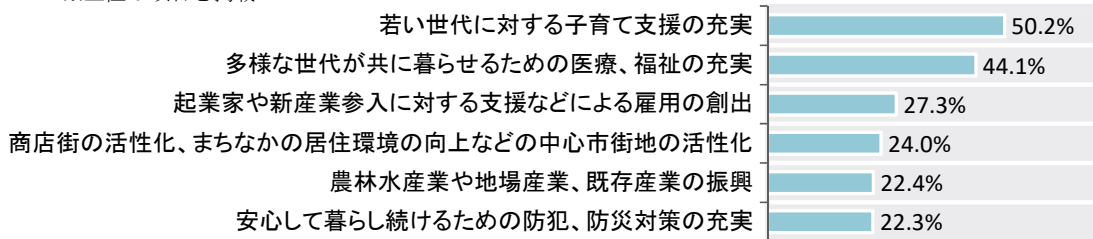
### 問 「市が目指すべき将来の“まち”の姿」のイメージ（5つまで選択）

※上位6項目を掲載



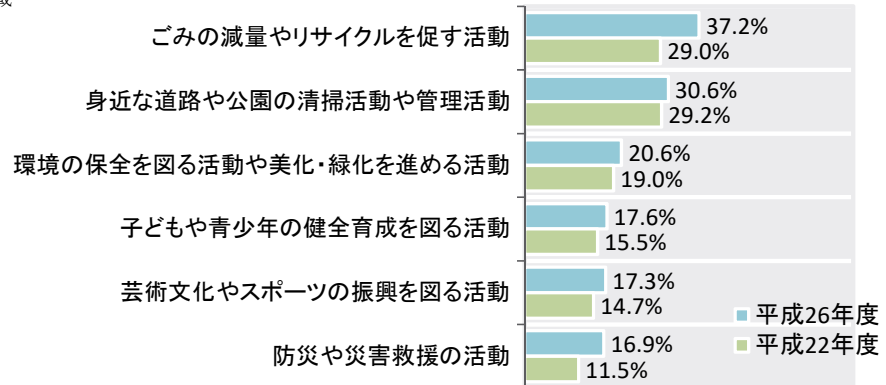
### 問 まちの活力を維持していくために重要なこと（3つまで選択）

※上位6項目を掲載

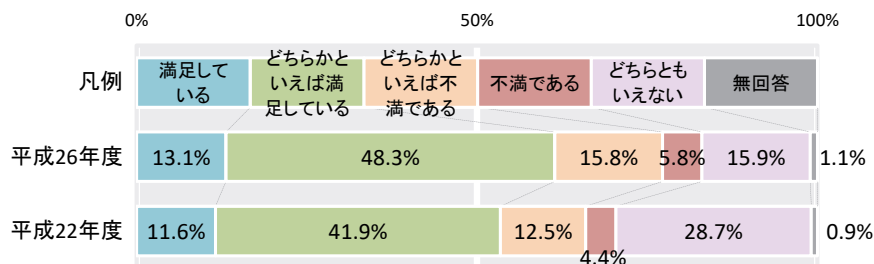


### 問 あなたが積極的に参加していきたいと思う活動（いくつでも選択）

※上位6項目を掲載



### 問 現在の生活についてどのようにお考えですか



## 新潟県柏崎市総合計画条例

(目的)

**第1条** この条例は、本市の総合計画に関し、新潟県柏崎市市民参加のまちづくり基本条例(平成15年条例第6号)に定めるもののほか、策定等に係る基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営を図り、もって市民の幸福の実現とまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想及び基本計画から成るものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の将来像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的かつ具体的に示すものをいう。
- (4) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。

(策定等)

**第3条** 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を的確に把握し、これらに適合するように総合的な見地から策定するものとする。

3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画審議会)

**第4条** 市民の市政への参加により市民の意見を総合計画に反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長から諮問を受けた総合計画の策定、変更又は廃止に関する事項について調査・審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 総合計画に基づく施策の進行管理に関する事項について調査・審議すること。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



(議会の議決)

**第5条** 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止するときは、議会の議決を経るものとする。

2 前項の規定は、基本計画の施策の体系の策定、変更又は廃止について準用する。

(公表)

**第6条** 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、その内容を公表するものとする。

2 前項の規定は、第4条第2項第2号の調査・審議について準用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成27年4月規則第43号で、同27年5月25日から施行)

(準備行為)

2 委員の委嘱のために必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

3 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表1 固定資産評価審査委員会委員の項の次に次のように加える。

総合計画審議会委員	1日につき	13,000円	〃
-----------	-------	---------	---

## 新潟県柏崎市総合計画審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県柏崎市総合計画条例（平成26年条例第54号。以下「条例」という。）第4条に規定する柏崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

**第2条** 審議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の役員又は職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

**第3条** 審議会に会長及び副会長を置き、審議会委員の互選によりこれを定める。

- 2 審議会会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会副会長は、審議会会長を補佐し、審議会会長に事故があるとき、又は審議会会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

**第4条** 審議会は、審議会会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した審議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会会長が必要と認めるときは、審議会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

**第5条** 審議会には必要に応じて分科会を設け、専門的及び技術的な事項について検討を行い、審議会に対し意見を述べるものとする。

(分科会の委員)

**第6条** 分科会は、60人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の役員又は職員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(分科会の会長及び副会長)

**第7条** 分科会に分科会会長及び分科会副会長を置き、分科会委員の互選によりこれを定める。

2 分科会会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 分科会会長は、審議会の委員を兼ねる。

4 分科会副会長は、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故があるとき、又は分科会会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

**第8条** 分科会は、分科会会長が招集し、その議長となる。

2 各分科会は、必要があるときは、2以上の分科会による合同の会議を開催することができる。

3 前項の規定により合同の会議を開催する場合の議長は、合同で開催する分科会の会長間の互選により、分科会会長の中から選出する。

(守秘義務)

**第9条** 審議会及び分科会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、総合企画部企画政策課において処理する。

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年5月25日から施行する。

(審議会委員の任期に関する経過措置)

2 第2条第1項の規定により最初に委嘱する審議会委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

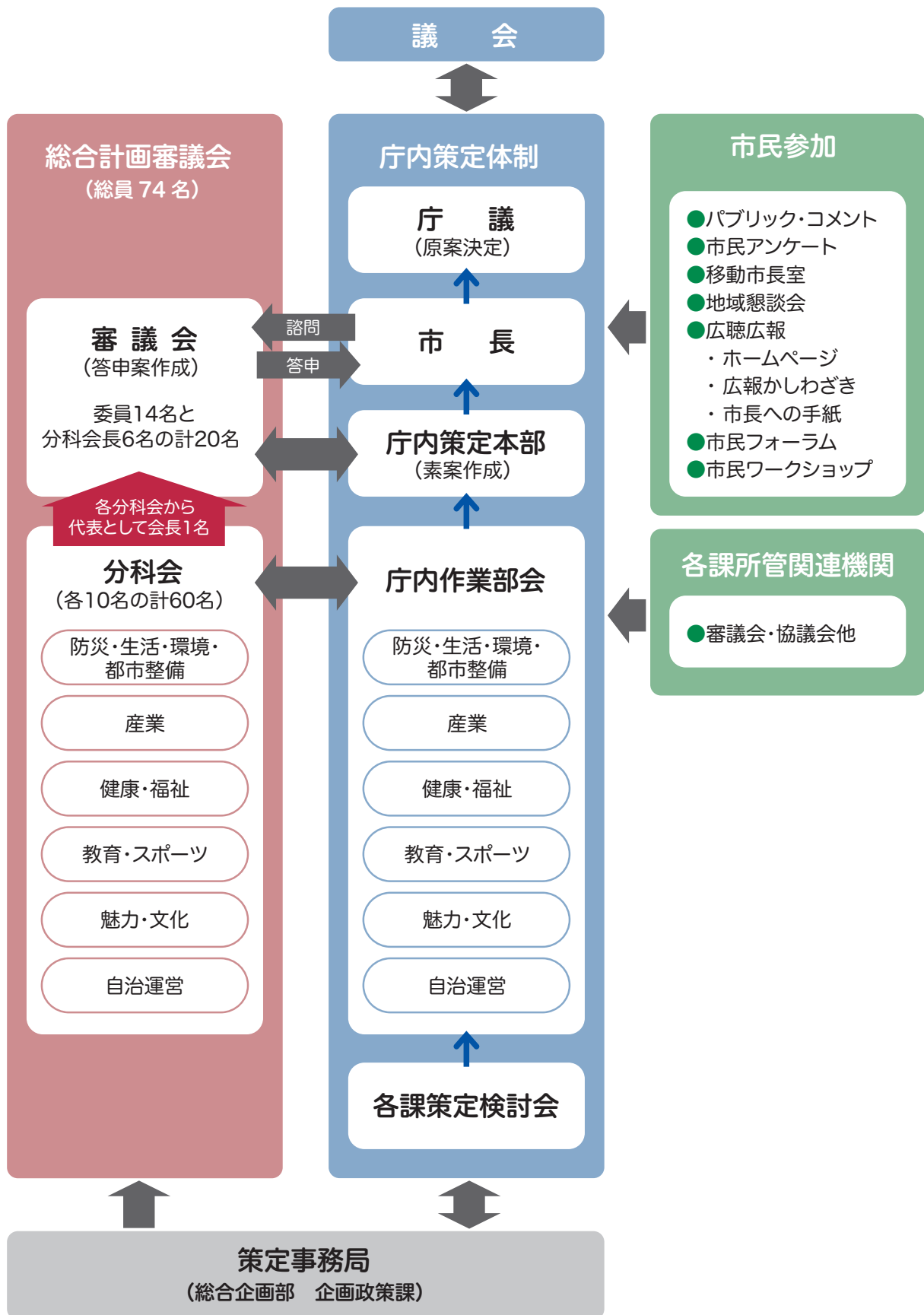
(特例措置)

3 この規則の施行の日以後に最初に開催される審議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(分科会委員の選任に関する準備行為)

4 分科会の委員の選任のために必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

## 策定体制



## 柏崎市総合計画審議会委員名簿

敬称略（五十音順）

役職	氏名	所属及び役職等	備考
	今井長司	柏崎農業協同組合経営管理委員会 会長 [~H27.10.19]	
	会田孝	柏崎農業協同組合経営管理委員会 副会長 [H27.10.20~H28.5.26]	
	内山均	柏崎農業協同組合経営管理委員会 副会長 [H28.5.27~]	
会長	梅沢精	新潟産業大学 教授	
副会長	栗林淳子	里山環境づくりネットワーク 会長	
	小出昭夫	柏崎信用金庫 専務理事	
	小林英介	株式会社小林文英堂 代表取締役	
	西川正男	柏崎商工会議所 会頭	
	齋藤浩一	新潟県柏崎地域振興局 局長 [~H28.3.31]	
	北嶋宏海	新潟県柏崎地域振興局 局長 [H28.4.1~]	
	阪田憲史	中鯖石コミュニティ振興協議会 会長	
	霜田文子	游文舎 企画委員	
	田中恵子	株式会社柏崎日報社 編集長	
	長聡子	新潟工科大学 准教授	
	西巻淳一	連合新潟柏崎地域協議会 事務局長	
	藤原正博	柏崎総合医療センター 病院長	
	若山正樹	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会 会長	
	阿部尚義	柏崎建設業協同組合 理事長	防災・生活・環境・都市整備分科会長
	関矢浩章	柏崎商工会議所 副会頭	産業分科会長
	高木秋夫	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会 副会長	健康・福祉分科会長
	根本久美子	元柏崎市教育委員会 委員	教育・スポーツ分科会長
	田村史朗	一般社団法人柏崎観光協会 専務理事	魅力・文化分科会長
	石坂泰男	株式会社インザカ 代表取締役	自治運営分科会長

※委員任期は平成27年5月25日から平成29年3月31日まで

※所属及び役職等は委嘱時点です。

## 柏崎市総合計画審議会分科会委員名簿

敬称略（五十音順）

	役職	氏名	所属及び役職等
防災・生活・環境・都市整備		会田 理恵子	特定非営利活動法人地域活動サポートセンター柏崎 主任
		秋山 錦也	株式会社アール・ケー・イー環境事業部 部長
	会長	阿部 尚義	柏崎建設業協同組合 理事長
	副会長	飯野 秋成	新潟工科大学 教授
		伊比 久	北越後観光バス株式会社 代表取締役社長
		桑山 昌子	防災士チーム柏崎 副会長
		鈴木 貴良	農業
		筑波 匡介	公益社団法人中越防災安全推進機構 マネージャー
		山崎 和恵	柏崎・夢の森公園管理事務所 インタープリター
		平野 知己	柏崎市消防団女性消防隊 副隊長
産業	副会長	阿部 雅明	新潟産業大学 教授
		飯塚 政雄	八幡開発株式会社 代表取締役社長（柏崎リーダー塾1期生）
		柴野 一志	漁業
	会長	関矢 浩章	柏崎商工会議所 副会頭
		竹内 一公	株式会社竹内電設 代表取締役
		田村 美子	田村農場
		長澤 智信	株式会社テック長沢 代表取締役
		安野 広明	有限会社ファーミング・スタッフ 代表取締役
		吉田 勝彦	柏崎市本町六丁目商店街振興組合 代表理事
		吉田 亮子	株式会社植木組
健康・福祉	副会長	青木 健	公益社団法人柏崎市シルバー人材センター 常務理事・事務局長
		今出 晶代	公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションつくし 所長
		大橋 勝	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会 介護支援事業課長
		岡 真由美	産業カウンセラー
		春日 知子	柏崎歯科衛生士の会
	会長	高木 秋夫	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会 副会長
		庭山 貴俊	柏崎市身障者福祉作業所
		布施 眞也	柏崎市歯科医師会
		船岡 陽子	柏崎市健康推進員協議会 会長
		松井 裕	社会福祉法人柏崎刈羽福祉事業協会特別養護老人ホームしおかぜ荘園長

※委員任期は平成27年5月25日から平成29年3月31日まで

※所属等は委嘱時点です。

	役職	氏名	所属及び役職等
教育・スポーツ		大掛 隆	株式会社オオガケ 代表取締役
		金子 正美	柏崎市教育委員会 委員
		小林 健彦	新潟産業大学経済学部 准教授
		三宮 真美	株式会社三宮テント店
		高橋 さなえ	柏崎子ども劇場 代表
	会長	根本 久美子	元柏崎市教育委員会 委員
	副会長	長谷川 智	前柏崎市立第三中学校 校長
		村田 奈緒	柏崎市教育委員会事務評価委員会 委員
		遊佐 雅美	特定非営利活動法人日本ビーチ文化振興協会 理事
		吉野 公浩	公益財団法人かしわざき振興財団施設管理室 室長代理(柏崎リーダー塾1期生)
魅力・文化		石黒 美和子	味楽庵 店主
		伊藤 達栄	有限会社イトウ 代表取締役
		工藤 孝一	日本メッキ工業株式会社技術部長(柏崎リーダー塾1期生)
		田辺 昌美	新潟県建築士会柏崎支部
	会長	田村 史朗	一般社団法人柏崎観光協会 専務理事
	副会長	清水 由美子	公益財団法人柏崎地域国際化協会 事務局長
		中山 徹	公益財団法人かしわざき振興財団総務課 課長
		中村 真樹子	株式会社柏崎第一印刷
		廣川 美英	西山町商工会
自治運営		山田 秀貴	柏崎信用金庫融資部 次長
	会長	石坂 泰男	株式会社イシザカ 代表取締役
		猪浦 淳子	中央地区コミュニティ振興協議会 主事
		今井 まり子	中川地区コミュニティ振興協議会 主事
		柿崎 啓子	司法書士
	副会長	齋藤 圭子	行政書士
		高野 洋子	社会保険労務士
		立神 剛	株式会社北越銀行柏崎支店 支店長 [H28.4.1~]
		寺崎 雄太	株式会社植木組柏崎支店(柏崎リーダー塾1期生)
		長田 悠希	柏崎きぼう法律事務所 弁護士
	野本 幸範	株式会社カシックス 専務取締役	
	渡辺 芳夫	株式会社北越銀行柏崎支店 支店長 [~H28.3.31]	

※委員任期は平成27年5月25日から平成29年3月31日まで

※所属等は委嘱時点です。

## 策定経過

年月日	会議等の名称	概要
H26.12.8 ～ H26.12.24	まちづくり市民アンケートの実施	まちづくりや行政運営に対する市民の評価やニーズの把握
H27.4.20	第1回庁内策定本部	平成27年度の策定スケジュール及び策定体制の協議
H27.5.18	第2回庁内策定本部	計画の骨格及び基本方針の協議
H27.5.18	課長級職員研修	計画策定の概要説明 講演会の開催及びグループワークの実施
H27.5.25	第1回柏崎市総合計画審議会・同分科会合同会議	委員の委嘱、正副会長及び分科会正副会長の選出、審議会への諮問、計画策定の概要説明、講演会の開催
H27.6.17	第2回柏崎市総合計画審議会	将来人口推計、まちづくり市民アンケート結果等の報告
H27.6.18	柏崎市議会総務常任委員協議会	将来人口推計、まちづくり市民アンケート結果等の報告
H27.6.29	第2回教育・スポーツ分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.6.29	第2回魅力・文化分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.6.30	第2回防災・生活・環境・都市整備分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.6.30	第2回自治運営分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.7.2	第2回産業分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.7.2	第2回健康・福祉分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.7.15	第3回教育・スポーツ分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.7.16	第3回産業分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.7.30	第3回防災・生活・環境・都市整備分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.7.30	第3回健康・福祉分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.8.3	第3回魅力・文化分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.8.5	まちづくり市民フォーラム	増田寛也氏の基調講演、パネルディスカッションの開催（柏崎市産業文化会館 来場者380名）
H27.8.6	第3回自治運営分科会	第四次総合計画の進行管理（平成27年度）の審議
H27.8.22	第1回市民ワークショップ	計画策定の概要説明 市の宝物（長所）と問題もの（短所）の抽出 市の未来予想図の検討
H27.8.24	産業分科会市内視察	水産業の現状把握（荒浜漁港）
H27.8.29	第2回市民ワークショップ	第1回の結果を踏まえた、テーマごとの課題の抽出と解決方法の検討
H27.9.1	第3回柏崎市総合計画審議会	将来人口展望の審議
H27.9.1	第1回6分科会会長合同会議	今後の分科会運営についての協議
H27.9.5	第3回市民ワークショップ	市が目指す姿や方向性の検討 市民一人ひとりができることの検討



年月日	会議等の名称	概要
H27.9.7	第4回自治運営分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.9.9	第4回防災・生活・環境・都市整備分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.9.10	第4回健康・福祉分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.9.10	第4回教育・スポーツ分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.9.14	第4回魅力・文化分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.9.17	第4回産業分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.9.24	第3回庁内策定本部	計画の構成の協議
H27.9.24	柏崎市議会総務常任委員協議会	将来人口展望の報告
H27.10.2	第4回柏崎市総合計画審議会	柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案の審議
H27.10.9	産業分科会市内視察	農業及び製造業の現状把握（有限会社山波農場、有限会社村山鍛造所）
H27.10.20	第5回柏崎市総合計画審議会	第四次総合計画進行管理（平成27年度）の審議 計画の構成の審議
H27.10.26	第5回自治運営分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.11.2	第5回産業分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.11.2	第5回魅力・文化分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.11.5	第5回健康・福祉分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.11.5	第5回教育・スポーツ分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.11.6	第5回防災・生活・環境・都市整備分科会	分野における取り組むべき主要課題の抽出と対応の検討
H27.11.27	第6回柏崎市総合計画審議会	基本構想案骨子の審議
H27.12.1	第7回柏崎市総合計画審議会	基本構想案骨子の審議
H27.12.4	第1回土地利用構想庁内打合せ会	庁内関係課による構想の検討
H27.12.7	第1回柏崎市議会議員意見拝聴会	基本構想案骨子に対する意見拝聴
H27.12.17	教育・スポーツ分科会市内視察	放課後子ども教室、生涯学習施設の現状把握（比角放課後子ども教室、博物館）
H27.12.18	第2回土地利用構想庁内打合せ会	庁内関係課による構想の検討
H28.1.18	第4回庁内策定本部	基本構想案素案の協議
H28.1.28	課長級職員説明会	前期基本計画策定の概要説明
H28.1.29	第8回柏崎市総合計画審議会	基本構想案素案の審議
H28.1.29	第2回6分科会会長合同会議	今後の分科会運営についての協議
H28.2.16	第6回産業分科会	基本構想案素案及び柏崎商工会議所からの提言の概要説明
H28.2.22	第2回柏崎市議会議員意見拝聴会	基本構想案素案に対する意見拝聴
H28.2.23	第9回柏崎市総合計画審議会	基本構想案素案の審議

年 月 日	会議等の名称	概 要
H28. 2. 25	第 6 回自治運営分科会	基本構想案素案の概要説明
H28. 3. 28	第 2 回柏崎市総合計画審議会・同分科会合同会議 (第 10 回柏崎市総合計画審議会)	基本構想案素案の審議
H28. 4. 15	第 5 回庁内策定本部	平成 28 年度の策定スケジュール及び策定体制の協議
H28. 4. 19	第 7 回産業分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 4. 19	第 6 回魅力・文化分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 4. 21	第 6 回健康・福祉分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 4. 22	第 7 回自治運営分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 4. 25	第 6 回防災・生活・環境・都市整備分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 4. 27	第 6 回教育・スポーツ分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 5. 9	第 8 回自治運営分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 5. 11	第 8 回産業分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 5. 11	第 7 回教育・スポーツ分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 5. 11	第 7 回魅力・文化分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 5. 12	第 7 回防災・生活・環境・都市整備分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 5. 12	第 7 回健康・福祉分科会	前期基本計画における主要施策の基本方向の検討
H28. 5. 26	第 11 回柏崎市総合計画審議会	第四次総合計画の進行管理（平成 28 年度）の審議
H28. 6. 8	第 8 回防災・生活・環境・都市整備分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 8	第 9 回産業分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 9	第 8 回魅力・文化分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 9	第 9 回自治運営分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 10	第 8 回教育・スポーツ分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 13	第 8 回健康・福祉分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 20	第 9 回防災・生活・環境・都市整備分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 20	第 9 回魅力・文化分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 21	第 3 回柏崎市議会議員意見拝聴会	前期基本計画たたき台に対する意見拝聴
H28. 6. 21	第 9 回健康・福祉分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 22	第 10 回自治運営分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 24	第 10 回産業分科会	前期基本計画たたき台の検討
H28. 6. 24	第 9 回教育・スポーツ分科会	前期基本計画たたき台の検討

年月日	会議等の名称	概要
H28.7.4	第6回庁内策定本部	前期基本計画素案の協議
H28.7.15	第12回柏崎市総合計画審議会	前期基本計画素案の審議
H28.7.20	第13回柏崎市総合計画審議会	前期基本計画素案の審議
H28.8.22	第7回庁内策定本部	第五次総合計画素案（基本構想・前期基本計画）の協議
H28.8.29	第14回柏崎市総合計画審議会	第五次総合計画素案（基本構想・前期基本計画）の審議
H28.9.5	第4回柏崎市議会議員意見拝聴会	前期基本計画素案及び財政計画に対する意見拝聴
H28.9.8 ～ H28.10.7	第五次総合計画基本構想案・前期基本計画案に対するパブリック・コメント	意見提出件数 3名 11件
H28.10.17	第8回庁内策定本部	第五次総合計画素案（基本構想・前期基本計画）の協議
H28.11.1	第3回柏崎市総合計画審議会・同分科会合同会議 （第15回柏崎市総合計画審議会）	第五次総合計画審議会案（基本構想・前期基本計画）の審議・承認
H28.11.2	答申	審議会正副会長から市長へ審議会案の答申
H28.11.7	庁議	第五次総合計画案の決定
H28.11.15	柏崎市議会全員協議会	第五次総合計画案の概要報告
随時	庁内作業部会・各課策定検討会	施策の方針、事務事業等、計画内容の検討
H28.12.19	柏崎市議会12月定例会議に議案として上程	議第119号
H29.1.12	第五次総合計画基本構想及び前期基本計画のうち施策の体系を本会議にて集中審議	
H29.1.13	第五次総合計画基本構想及び前期基本計画のうち施策の体系の議決	

## 用語解説

## 【アルファベット】

用語	解説	掲載ページ
BMI (体格指数)	Body Mass Index の略。国際的に用いられている身長と体重から算出する体格指数。BMI が 22 の場合が標準体重で、25 以上を肥満、18.5 未満をやせと判定する。	126
DV (ドメスティック・バイオレンス)	Domestic Violence の略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力がある。	198・199
EMS	Energy Management System の略。住宅や事業所ビルで使われるエネルギーを一元管理（エネルギーの「見える化」）するエネルギー管理システム。住宅用は HEMS（Home Energy Management System）、事業所ビル用は BEMS（Building Energy Management System）という。	95
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。従来、用いられてきた「IT」（Information Technology）とほぼ同様の意味で用いられるもので、国際的には ICT の方が定着している。	38・42・ 118・119・ 151・160・ 161・207
Kashiwazaki First Class プロジェクト	本市の目指すブランディング戦略で、本市が誇る魅力をさらに磨き、柏崎ならではの価値を高め、柏崎ブランドとして首都圏を始め、国内外に向け発信・展開するプロジェクト	178
NPO	Nonprofit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、事業収益を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得していると、特定非営利活動法人（NPO 法人）となる。	141・142・ 204
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策等の事業活動において、計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうとする手法	213
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計・建設・資金調達・運営を一体的に民間主体に委ねる手法	214
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供を民間主体の活力により行うもの。業務委託、指定管理者制度、民営化、PFI 等をいう。	214
SNS	Social Networking Service の略。フェイスブック、ツイッター、LINE など、人と人とのつながりを促進・サポートするネットワークサービス	73
U・I ターン	U ターンとは、一度生まれ育った場所以外で学生生活や勤務を経験した後に、再び出身地に戻ることに。I ターンとは、出身地以外の場所に移り住むこと。この二つを合わせて U・I ターンという。	101・102・ 103・176
WEB ミュージアム	地域史資料を画像付きで閲覧検索できる WEB サイト	160・161・ 165・189・ 190

## 【あ行】

用語	解説	掲載ページ
アウトソーシング	外部委託。組織内部で行っていた業務を外部の専門業者などに委託することで、より専門性の高い業務を行うことができる。	208
移動市長室	市内で活動するグループや団体などの場に市長が出向いて、身近なテーマで意見を交わす広聴制度	202・208
イノベーション	技術革新。例としては創造的活動による新製品開発、新生産方法の導入、ニューマーケットの開拓、新たな資源又は供給源の獲得、組織の改革などがある。	30
インターンシップ	学生の就業体験の機会を提供する制度。実際に企業に赴かせ、職業選択、適正の見極め等を目的に一定期間、職場体験をさせる。	118・185
インバウンド	海外から日本を訪れる旅行又は外国人旅行者の誘致	111・124・181
温室効果ガス	地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など7種類がある。	10・94

## 【か行】

用語	解説	掲載ページ
買回品	家庭電気製品や家具などの耐久消費財や服飾品などの趣味品。購入頻度が低く、消費者が購入に当たり、品質や価格を比較検討するなどして慎重に選ぶ傾向にあることから、いくつかの商店を「買い回る」ため、このように呼ばれる。	112・113
核兵器の抑止力によるパワーバランス論	核兵器の保有が対立する二国間関係において、核兵器の心理的な威圧や脅迫効果により相互の核兵器の使用が躊躇される状況をつくり出し、その報復攻撃能力の均衡により重大な核戦争と、核戦争につながる全面戦争を抑止するという考え方。核戦略のひとつ	196
核兵器廃絶平和都市宣言	本市が平成22年1月1日に行った宣言で、世界で唯一の被爆国の国民として、地球上のあらゆる核兵器の廃絶と平和な世界の実現を強く望み、平和を愛する世界の人々とともに、未来を担う子どもたちと美しいふるさとのために、市民一人ひとりが平和の実現に向けて努力することを誓ったもの	196
柏崎あきんど協議会	本市の経済発展と市民生活向上のため、柏崎地域商業の活性化、研究事業の推進、商業関係団体の連携などを進めて、地域中小企業の振興を図る任意団体。柏崎市、柏崎商工会議所、市内4商工会、市内各商店街振興組合等によって構成されている。	112
柏崎学	ふるさと柏崎の魅力を学び、柏崎の未来の活性化を図る人材を育成する教育	157・158・165・189
かしわざき健康ポイント制度	健康づくりへのやる気を高め、望ましい生活習慣の定着を図るため、健（検）診や健康づくり事業への参加などに対してポイントを付与する制度。貯まったポイントは、商品との交換又は小学校などへの寄附ができる。	127・128

## 【か行】 つづき

用語	解説	掲載ページ
(仮称) 柏崎市 U・I ターンセンター	市内への移住・定住を促進するため、暮らしや仕事に関する情報提供と就労支援に向けた相談窓口等を備えた施設	101・103・177
柏崎シティセールス推進協議会	本市のシティセールス活動を官民一体となって推進するため、柏崎市や柏崎商工会議所など、官民 12 団体により設立した組織	176・177
柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 27 年 10 月に策定したものの。本市の人口の現状と将来の展望を提示する「人口ビジョン」と、これを踏まえて、平成 27 年度から 5 年間の基本目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた「総合戦略」で構成	2・18
柏崎地域土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和 48 年に設立され、公共事業のために必要な土地の先行取得、その他団地造成等を行う法人。柏崎市、刈羽村、出雲崎町で構成	212・213
柏崎リーダー塾	柏崎市、柏崎商工会議所、新潟産業大学、新潟工科大学の産官学連携による、柏崎の活性化に向けた次世代リーダーを養成するための取組。平成 25 年 7 月に開塾	202・203
過疎債	過疎地域自立促進特別措置法により市町村が策定した、過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業に対して発行が認められる地方債。元利償還金の 7 割を国が普通交付税で措置する。	52・212
合併算定替	合併年度及びこれに続く 10 年度は、合併市町村の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例	50・212
合併特例債	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業又は合併後の市町村が行う基金の積立てに要する経費に対して発行が認められる地方債。元利償還金の 7 割を国が普通交付税で措置する。	52・212
キャリア教育	企業や経済団体における職業体験やインターンシップ等を通して、社会で生きていく上で必要な能力や態度を育てる教育	30・156・157・185
教育情報支援システム	画像や音声など学習に役立つ素材や情報などをデータベースとして蓄積、共有するための仕組み	160
行政評価	行政で行われている事務事業を評価することで行政の現状や課題を把握し、効率的で質の高い行政運営を実現しようとするもの。行政外部での評価や評価内容を公表することで民主的な行政運営につながる。	42・212・213
くらしのサポーター	住民を主体とした地域での支え合い活動を推進するため、本市が育成した高齢者ボランティア等で多様な生活支援サービスを担う者	141・146
グループウェア	情報通信ネットワークを使って、グループによる共同作業を効率的に行うためのシステム	160
グループホーム	日常生活上必要となる相談、援助、食事、入浴及び排せつなどの支援を受けながら、生活を営む共同住居	149
グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、モノ・カネ・ヒトが、国境を越えて世界的なつながりを持ち、一層自由に移動できるようになること。	8・180

## 【か行】 つづき

用語	解説	掲載ページ
景観行政団体	景観法に基づく景観行政を行う主体であり、良好な景観形成に向けて景観計画の策定などを行う団体。本市は、平成 27 年 4 月に景観行政団体となり、平成 28 年 3 月に柏崎市景観計画を策定した。	187・189
経常収支比率	地方公共団体の人件費や公債費等の経常的経費のために、普通税や普通地方交付税等の使途の特定されない経常一般財源がどれだけ充当されるかを示す割合	53・213
ゲートキーパー	門番という意味で、悩んでいる人に気付き、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。行政や相談窓口担当者だけでなく、地域のボランティア、家族や職場の同僚、友人等の様々な立場の人たちが、その役割を担うことが期待されている。	128
元気なまちづくり事業	地域の資源、文化及び人材を活用しながら、地域の活性化や社会の助け合いの仕組みづくりなどにおける問題・課題の解決に向けて取り組む事業	204・205・206
健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。職業や経済力、世帯構成、生活習慣などの変化に関連して、健康状態や疾病の発生頻度、死亡率などに差が生じる傾向にある。	127
健康経営	企業において、従業員の健康に配慮することが経営面においても大きな成果が期待できるとの考え方により、健康管理を経営的視点から戦略的に実践すること。	60・127
健康寿命	2000 年に世界保健機関（WHO）が提唱した指標であり、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間	12・31・60・125
減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金確保や、地方債の債権者に対する地方公共団体の償還能力を担保し、その信用を維持する効果を併せ持つ基金	52・53
後期高齢者	75 歳以上の高齢者	130
合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子供の平均数を示すもので、女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと定義し、それぞれの年齢別出生率を合計した指標	136・137
公衆無線 LAN	無線で構築する情報通信ネットワークを使い、インターネットへの接続を提供するサービス	82・83・84・123
国土基盤ストック	道路、港湾、公営住宅、上下水道、都市公園など、生活や産業の基盤として整備した施設	7
国土強靱（じん）化	大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興できる強さとしなやかさを備えた国土・地域を作ること。	70・76
コツコツ貯筋体操	介護予防を目的として、本市が全国に先駆けて取り組んできたオリジナル体操	144・145・146
コミュニケーションツール	意志や情報を伝達するための道具・手段。ICT 活用によるものでは携帯電話、電子メール、LINE、電子掲示板、チャット、テレビ会議などがある。	156・157

## 【か行】 つづき

用語	解説	掲載ページ
コミュニティバス	道路運送法に規定された乗合バス的一种。地方自治体や地域が主体となり、公共交通空白地域の解消や高齢者の外出促進、中心市街地の活性化を目的に運行される。	77
コンビニ交付サービス	マイナンバーカードを使い、全国のコンビニエンスストアで住民票などの写しが取得できるサービス	209・210

## 【さ行】

用語	解説	掲載ページ
再生可能エネルギー	太陽光や水力、風力、バイオマス、地熱などを活用したエネルギー。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない。	32・93・94・95・111・119
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整し、後年度の財政負担に備えるために設置された基金	50・52・53
財政力指数	地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられる指標で、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値	53
資産マネジメント	公共施設の更新問題、ニーズの変化などの社会環境、地域特性を踏まえた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立するため、公共施設の経年劣化や利用・運営状況を把握・分析し、有効活用に向けて総合的・経営的に見直すことで、必要性の高い公共施設を将来にわたり継続していくための手法	213
自主財源比率	歳入における地方税、使用料等の地方公共団体が自らの手で徴収又は収入できる財源の割合	53
次世代エネルギー	太陽光発電、風力発電、雪氷熱利用、水力発電などの再生可能エネルギーに、水素やメタンハイドレート、蓄電池活用などを含めたエネルギーの総称	12・30・34・61・93・94・95・111・119・120
市長への手紙	市政に関する提案や意見、要望を、専用ハガキや手紙、メールで市長に知らせる広聴制度	202・208
実質公債費比率	実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を示す指標であり、一般財源等を充当した地方債の元利償還金を標準財政規模等で除した割合	53・212・213
指定管理者（制度）	地方公共団体などに代わり公共施設の管理・運営をする民間企業やNPOなどの団体。指定管理者制度は、民間の優れた経営能力を活用するため、包括的に代行させることができることを目的に、地方自治法の一部改正で平成15年9月に施行された。	52・100・173・215
市民応接室	市民の市政に関する提案や意見、要望を、市長が市役所内で直接聴く広聴制度	202・208
社会保障・税番号制度	マイナンバーを使い、社会保障・税制度の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための仕組み	209・210



## 【さ行】 つぎ

用語	解説	掲載ページ
就労継続支援 B 型事業	一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要とする知識や能力を向上させるための訓練をする事業	149
準買回品	消費活動における購入頻度が買回品と最寄品との間に位置する実用衣料や医療品、化粧品などの商品	112・113
省エネルギー診断	電力・燃料・熱などエネルギー全般についての使用の無駄や運用方法について、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する診断。診断結果に基づき、省エネ対策や運用改善についてアドバイスを行う。	95
生涯学習地域人材バンク	地域の様々な生涯学習の場で指導者や講師などとして活躍できる人を登録した人材バンク。職業・趣味・生活などで身に付けた知識・技術・体験について様々な生涯学習の場でいかしたいという思いを持った人が、登録を承諾されている。	166・167
使用済核燃料税	原子力発電所所在自治体が総務大臣の同意を得て、原子力発電所に対する安全対策などに必要な費用に充てるため、発電用原子炉の設置者に課税する法定外目的税	52
小中一貫教育	義務教育9年間を連続した期間と捉え、小・中学校の教職員及び児童生徒が連携・交流を深める中で、系統的・継続的に一貫性のある学習指導や生徒指導を行う教育の仕組み	30・158
将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	53・213
新規制基準	福島第一原子力発電所の事故の反省や国内外からの指摘を踏まえ、原子炉等の設計を審査するために原子力規制委員会が策定した新しい基準	68・69
人件費比率	歳出における職員人件費及び議員人件費の割合	53
人事評価制度	職員の勤務成績を評価する制度。職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる。	209
新地方公会計	これまでの地方自治体の会計（地方公会計）に企業会計の要素を取り込んだ、中・長期的な視点に立つ自治体経営の強化に資する新たな公会計。全国的な統一的基準を設定することで、発生主義・複式簿記の導入や、固定資産台帳の整備、比較可能性の確保が促進される。	52・213
ストック情報（資産・負債）	地方自治体が保有する全ての資産や負債などの財産情報。財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たすため、行政サービスを実施する上で把握すべき重要な情報となる。	52・213
ストックマネジメント	施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること。	82・116
ストレスチェック（制度）	ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。労働安全衛生法の改正に伴い、平成27年12月から労働者50人以上の事業所において、年1回の検査が義務付けられた。	126・127
ストレスマネジメント	自分自身が心身の緊張といったストレス反応に気付き、それを解決していくこと。	144

## 【さ行】 つづき

用語	解説	掲載ページ
スポーツコンベンション	スポーツ全般を対象とした人が多く集まる合宿や大会、イベント、試合等	38・169・170・171
スマートコミュニティ	電気・熱の有効利用のほか、未利用エネルギーも含めたエネルギーの面的利用、地域の交通システムなど、地域単位で統合的に管理する社会・仕組み	95
スマートハウス・ビル	太陽光発電設備やガス発電・給湯設備などで発電した電力を蓄電池に蓄え、必要な時に電力を賄うほか、エネルギー管理システム（EMS）の設置により、エネルギー消費を管理するなど、エネルギーを創る・蓄える・賢く使う住宅や事業所ビル	95
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者	12・140・142・143
生活習慣病	不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症や進行に大きく関与する病気（肥満、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管疾患、がん、認知症など）の総称。かつては成人病と呼ばれていた。	31・36・60・127
成年後見制度	判断能力が不十分な人を保護し、その人の財産や権利を守り、支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、前者は、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが保護・支援する。後者は、将来に備え、自ら選んだ任意後見人と代理権限を与える契約を結んでおく。	149
生物相	特定の地域に生息する生物の種類組成。環境変化による個体数減少やバランス欠如、危険な生物の混在などの問題が発生している地域がある。	10
生物多様性	様々な自然があり、そこに特有の個性を持つ生物がいて、それぞれの命がつながりあっており、多様性があること。現在、多くの国と地域で、自然環境の悪化に伴い、この多様性がこれまでにない早さで失われている。	10・20・33・93・98・99・116
総合型地域スポーツクラブ	日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、平成7年から文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つで、幅広い世代の人々が各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ	171・173
ソーシャルビジネス	子育てや介護・福祉、環境保護、まちづくりなど、多種多様な社会課題が顕在化する中、住民、NPO、企業などがビジネスの手法を用いて課題解決に取り組むこと。事業の目的は、「利益の追求」よりも「社会的課題の解決」に重点を置くことが特徴である。	42・201・204・205・206
ソーシャルメディア	フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ユーチューブなど、双方向性と即時性があり、オープンなコミュニケーションを図ることのできるインターネット技術	123・203・208・209

## 【た行】

用語	解説	掲載ページ
第三セクター	国や地方公共団体と民間企業の共同出資による事業体	208
ダウンサイジング	過剰となった設備能力を有する施設を縮小又は統廃合することにより、施設の効率的な運用を図ること。	82
多文化共生（社会）	国籍や民族などの違いに関わりなく、互いの文化を認め合い、外国人住民がパートナーとして地域社会に参画し、共に生きていく（社会の）こと。	40・175・180・181
男女共同参画（社会）	「男性だから、女性だから」ということで活動の場を制限されることなく、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して協力しあう（社会の）こと。	13・42・195・198・199
地域おこし協力隊	都市から地方へ生活の場を移した者を自治体が隊員として委嘱し、地域ブランドや地場産品の開発・PR、農林水産業への従事等を通じて、その地域で定住・定着を図る取組。活動期間は、おおむね1年以上3年以下	177・205・206
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であり、地域住民や専門職等が個別課題について共に考え解決していく場	144・145
地域コーディネーター	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的として設置された学校支援地域本部において、地域の学校支援ボランティアと学校をつなぐ総合的な調整を行う者	157・166・167
地域懇談会	市長が地域に出向き、市政や地域づくりに関して地域住民と直接意見交換を行う広聴制度	202・208
地域情報化	地域における様々な課題を、情報通信技術の利活用により解決すること。国の世界最先端 IT 国家創造宣言でも、超少子高齢化社会における諸課題の解決のため、情報通信技術を活用することとしている。	42・208・209・210
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持及び自立生活への支援を行い、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、包括的な支援とサービスを提供する体制	60・144
地域防災リーダー	防災力を高めるために、リーダーシップを発揮し、地域防災活動の中心的な役割を担う者	67・68・69・72・73
地域防犯リーダー	地域における自主防犯活動の中心となる指導者	80
地縁型組織	町内会のように、一定の区域に住所を有する人が誰でも構成員となる組織	42・204・205
地産地消	地元で生産された農林水産物や資源を地元で消費すること。	8・115・116
着地型（観光）	観光客が到着する場所（観光の目的地）を「着地」とし、観光地（着地）側から観光情報を発信し、観光客を迎える形態	12・63・123
通級指導教室	通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。本市には、「言語障がい」、「発達障がい」、「難聴」の3種類の通級指導教室が設置されている。	156・157・158

## 【た行】 つづき

用語	解説	掲載ページ
低炭素社会	化石燃料の使用を減らし、エネルギー消費量の少ない機器、設備や電気自動車導入など、地球温暖化問題の主要因である温室効果ガスの排出が少ない社会	12
適合性審査申請	事業者が原子力施設の設置や運転等に関して、新規規制基準への適合性の審査を受けるための申請書を原子力規制委員会に提出すること。	68
デジタル教科書	デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容を閲覧するためのソフトウェア。閲覧のほか、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えている。	160・161
デマンドバス	利用者の要求に応じて運行する形態のバス。事前予約により運行される形態が多い。	77
電源財源	電源開発促進対策特別会計法に基づき、発電所の周辺地域の整備や安全対策を始め、発電用施設の設置及び運転の円滑化のために交付される交付金や補助金など	50
道路ストック	これまでに整備を行ってきた道路構造物（橋梁、トンネル、舗装、道路照明など）	91
同和教育	単に部落差別の問題（同和問題）のみを取り上げる教育ではなく、人の心の中の様々な差別に正しく向き合い、正しい知識に基づき、差別を見抜き、偏見をなくそうとする態度と力を育てる教育	199
特定空家	適正に管理されていない空き家で、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれがある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの	84
特定建築物	学校、体育館、病院、集会場、物品販売業を営む店舗など、多数の者が利用する建築物で、一定規模以上の大規模建築物	70
特定不妊治療	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精のこと。	136・137
特別支援学級	知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴などの障がいのある児童生徒のため、小・中学校等に開設される学級。障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。	154・156・ 157・158
都市サービス	買い物や地域内交通、医療・福祉、教育・保育、電気・ガス・水道、消防・救急などのサービス	11・20・21・ 22・23・25
都市地域	国土利用計画法に基づき策定する「土地利用基本計画」において、5つに区分する土地利用（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）の1つ。本市の場合は、中央、比角、半田、枇杷島、剣野、大洲、鯨波、荒浜、北鯖石、田尻、高田、西中通の各地区から成る都市計画区域が該当	6・20・21・ 22・25

## 【な行】

用語	解説	掲載ページ
長岡地域若者サポートステーション	厚生労働省の委託を受けた機関で、働くことに悩みを抱える15歳から39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより就労に向けた支援を行う。	104・157
新潟県柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民参加のまちづくりを推進するための基本原則を定め、自治の実現を図ることを目的として、市民と市それぞれの役割と責務を条例化したもの。平成15年10月1日施行	3・202
2018年問題	日本の18歳の人口が2018（平成30）年頃から減少に転じるため、限られた大学進学希望者をめぐり、各大学間の競争激化が見込まれる問題	184
日本海側国土軸	日本海沿岸地域に高速交通体系等を整備することで、社会、経済、生活、文化等の諸機能を有機的に結合しようとするもの。東日本大震災により、国全体としてのリスク分散の必要性が浮き彫りになり、日本海沿岸地域を縦貫する国土軸の重要性が改めて認識された。	32
日本海縦貫高速鉄道体系	近畿地方から東北地方までの日本海沿岸地域を縦貫する鉄道に、新幹線を始めとする高速鉄道を導入することで高速化される鉄道体系	76・77
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受けた者で、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動をするもの	146
認定看護師	日本看護協会が認定した看護師。特定の看護分野について優れた知識と熟練した看護技術を持つ者が認定される。	130
燃料電池自動車（FCV）	水素と酸素を化学反応させて電気を作り、燃料電池を動力源とした自動車。FCVは、Fuel Cell Vehicleの略	95
農地所有適格法人	農業を行う農業法人のうち、農地を買う又は借りて、農業経営を行うことのできる法人	104
乗合タクシー	決まった路線・運賃・運行時刻で不特定の乗客を輸送する公共交通のうち、バスよりも小型の車両（主にタクシー）が利用されるもの	77

## 【は行】

用語	解説	掲載ページ
バイオマス	家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの	32・95・115
ハイリスク者	検査数値や生活習慣などから推測して、生活習慣病の発症や放置すると重症化する危険性が高い者	128
ハザードマップ	危険予測図。災害事象によって危険が及ぶと想定される区域や避難に関する情報をまとめ、地図化したもの	71・73
発生主義	歳入・歳出の現金収支が生じた事実に基づき会計記録を行う現金主義に対するもので、資産価値の減価、債権・債務が発生した事実に基づいて会計記録を行う方法	213

## 【は行】 つづき

用語	解説	掲載ページ
ハッピー・パートナー企業	県内に活動拠点を有し、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるようにするための職場環境整備や、働く女性の育成・登用など、職場における男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業・法人・団体等。新潟県が登録し、その取組を支援している。	104
浜の活力再生プラン	コスト削減や高付加価値化等、漁業者の所得向上を目的とする取組をまとめた計画	116
バリアフリー	高齢者や障がい者が、社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くことにより、住みよい社会を作ること。	86・149・160
人・農地プラン	農業者の高齢化や後継者不足等の問題を解決するため、集落・地域の話合いに基づき定めた計画	104・116
避難行動要支援者	高齢者や障がい者などのうち、自力で避難することが困難な人で、特に支援を必要とする人のうち、自ら名簿への登録を希望した人	73
病院群輪番制病院	休日や夜間における救急患者の受入れについて、日を決めて順番に担当する地域内の二次救急病院	130・131・132
プライマリーバランス	基礎的財政収支のことを指し、過去の債務に関わる元利払い以外の支出と公債発行などを除いた収入との収支	213
ふれあい講座	市民の要望に応じ、市職員や国、県の職員が会場へ出向き、行政の取組や事業について説明する講座	69
ふれあいサロン	地域の茶の間として、誰もが気軽に集まることができる地域の集いの場	143
文化プログラム	東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、文化芸術活動の発展や文化財の着実な保存・活用を目指し、国内外の団体や個人とつながるためのプログラム。なお、オリンピック憲章には、スポーツと文化、教育の融合が提唱されている。	181・193
放課後児童クラブ	保護者の就労などにより、昼間、保護者のいない家庭の児童を預かるサービス	133
防災学校	市民が防災知識や技術を学び、自主防災リーダーの育成や防災活動の取組などに役立てることを目的に開催する研修会	72
防災教育プログラム	災害から命を守るために必要な知識や判断力を児童生徒に身に付けさせるための防災教育。津波・地震・洪水・土砂・雪・原子力の6つの災害別に、学年次に応じた学習項目などを収録した冊子を活用する。	73
防災士	特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格。機構の定めたカリキュラムにより、防災力を高めるための十分な知識と技能を習得した者が認定される。	67・73・74
ポートセールス	船舶・貨物を誘致し、港湾の利用促進を図るためのPR活動	85・87・88
ホストタウン	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るために登録された地方公共団体	169・170・171・180・181

## 【ま行】

用語	解説	掲載ページ
マイルール意識	鉄道の必要性と重要性を行政や市民が改めて認識し、自らの地域の鉄道を守り育てていこうとする意識	77
みなとオアシス	港に関する交流施設・緑地・マリーナなどを活用した交流拠点の愛称。国土交通省により認定・登録される。	87・88・123
メタボリックシンドローム	内臓脂肪症候群ともいい、内臓周囲に脂肪が蓄積し、併せて高血圧、脂質異常、高血糖のうち2項目以上が該当している状態。一つ一つが軽症でも、重複すれば動脈硬化を生じる危険が急速に高まり、心筋梗塞や脳梗塞などを起こしやすくなる。	126
メンタルヘルス	精神面における健康	36・126
目的型組織	子育て、安全な食、観光など、一定の目的やテーマを持って活動する市民団体、NPO など	201・205
ものづくりマイスターカレッジ	ものづくりを担う若手技能者の養成を目的に、熟練技能者による実技指導と大学教授等による座学指導により、技術・技能のスキルアップを図る研修事業。3～5日程度の短期研修から1年間の長期研修があるほか、企業の個別オーダーに対応するオーダー研修がある。	118・120
モビリティマネジメント	環境や健康に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通へ自発的に転換することを促す取組	75・77
最寄品	日用雑貨や食料品など、購買頻度が高く消費者が時間を掛けずに購入するような商品	112・113

## 【や行】

用語	解説	掲載ページ
要保護児童	児童福祉法に基づいた、保護者のいない児童又は保護者の監護が不相当であると認められる児童	36・133・138・140
預託方式	自治体の制度融資の原資を金融機関に預けること。	213
予防保全型	定期的な点検で道路施設の損傷を早期に発見し、事故や大規模補修などに至る前の軽微な段階で補修し、長く使う管理方法	90

## 【ら行】

用語	解説	掲載ページ
ライフライン	電気・ガス・上下水道などの公共公益設備や、電話やインターネットなどの通信設備、道路や鉄道などの物流機関など、都市機能を維持し、市民生活の根幹を成す各種設備	32・71・75
利子補給方式	自治体の制度融資の原資を金融機関が借入れ、その借入れに係る利子を自治体が補給すること。	213
緑地環境保全地域	新潟県自然環境保全条例に基づき、良好な生活環境を確保するために自然環境を保全することが特に必要な地域として指定される地域	28

## 【ら行】 つづき

用語	解説	掲載ページ
六次産業化	農業や水産業などの第一次産業が、加工（第二次産業）や流通販売（第三次産業）に取り組むこと。	115・116
ロコモティブシンドローム	運動器症候群ともいい、骨、関節、筋肉など運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態	126

## 【わ行】

用語	解説	掲載ページ
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域でもライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できるようにすること。	101・102・103・104・133・139・199
ワークサポート柏崎	若年層を始めとした、就業全般に関する相談ができる機関。ハローワーク柏崎と連携して開設された。	104





柏崎市第五次総合計画 平成29年3月

---

基本構想 (平成29年度～平成38年度)

前期基本計画 (平成29年度～平成33年度)

---

編集・発行 柏崎市  
新潟県柏崎市中央町5番50号  
電話:0257-23-5111(代表)

---





## 柏崎市第五次総合計画

基本構想（平成29年度～平成38年度）  
前期基本計画（平成29年度～平成33年度）

平成29年3月  
編集・発行 柏崎市総合企画部企画政策課  
〒945-8511 新潟県柏崎市中央町5番50号  
Tel 0257-23-5111(代) Fax 0257-32-3303  
e-mail kikaku@city.kashiwazaki.lg.jp  
URL <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp>

